# 令和７年度あおもり地域脱炭素アクセラレーション業務委託
# 企画提案競技実施要領

## １　取組の趣旨

県では、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域課題を解決し、地方創生と脱炭素を同時実現する「地域脱炭素」に向けた取組を促進することとしている。

地域脱炭素を進めるためには、基礎自治体である市町村が自ら脱炭素に積極的に取り組むことが重要であるが、本県においては、マンパワー不足やノウハウ不足により取組が進んでいない場合も多い。

このため、実行計画策定から脱炭素関連事業の企画立案・実行まで、市町村の取組レベルやニーズに合わせた支援を専門家や関係機関で構成する「あおもり地域脱炭素支援チーム（以下「支援チーム」という。）とともに実施することとした。

ついては、県及び支援チームとともに市町村による脱炭素を促進する業務を委託することとし、下記のとおり受注者選定の企画提案競技を実施することとし、公募するものである。

## ２　業務の名称

令和７年度あおもり地域脱炭素アクセラレーション業務委託

## ３　業務の内容

別紙「令和７年度あおもり地域脱炭素アクセラレーション業務委託仕様書」を参照のこと。

## ４　契約上限額

９，４３０千円（消費税及び地方消費税を含む）

実際の契約金額は、委託先選考後に見積書を徴取して決定する。

## ５　参加資格

企画提案競技に参加する者は、単独又は共同提案によるものとし、単独提案の場合は次の（１）、共同提案の場合は次の（２）の資格要件を全て満たすこととする。なお、共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。

（１）単独提案の場合

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

②　青森県内に本社又は支店を有していること。

③　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続きを行っている者でないこと。

④　暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

⑤　法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者。

⑥　国又は地方自治体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

（２）共同提案の場合

①　必ず代表者（幹事者）又は代表となる団体等を定めること。

②　すべての構成員が、（１）の要件を満たすこと。

③　すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。また、（１）による単独での提案を行っていないこと。

## ６　企画提案の実施方法

（１）方式

公募型企画提案方式

（２）企画提案数

１者１案とする。

（３）業務の内容等に関する質問

令和７年５月１２日（月）１７：００まで、電子メールにて受け付ける（様式任意）。電話での質問は受け付けない。

質問があった場合は、令和７年５月１４日（水）までに、質問の内容と回答を県ホームページに掲載する。

提出先メールアドレス：enerugi@pref.aomori.lg.jp

掲載ページ：http://pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/energy/R7_datsutanso_proposal.html

（４）選定の方法

書面により提案された企画を厳密に審査した上で選定する。

（５）スケジュール

| | |
|---|---|
| 令和７年５月１２日（月）１７：００ | 参加表明書（様式１）提出期限<br>質問書（様式２）提出期限 |
| ５月１４日（水） | 質問に対する回答の掲載 |
| ５月２２日（木）１７：００ | 企画提案書及び見積書の提出期限 |
| ５月２７日（火） | 審査結果通知 |

## ７　企画提案書及び見積書の提出

（１）書類形式　Ａ４判

（２）提出部数　７部

（３）提案内容

ア　業務全体の企画要旨

イ　業務実施体制

ウ　作業スケジュール

エ　見積書（積算内訳を記載）

なお、次の項目については、以下の条件で見積を行うこと。

①支援チーム員謝金・旅費：３，７９１千円（２名×３０回程度、税込）

②地域脱炭素実現に向けたトップセミナー開催経費：１，５９１千円

・会場費：３２０千円（セミナー会場・控室、税込）

・音響・映像関係設備手配及び操作：３８５千円（一式、税込）

・出演者謝金・旅費：７３８千円（県外２名、県内２名、税込）

オ　市町村職員セミナー業務を円滑かつ効率的に実施するための工夫

カ　市町村による再エネポテンシャル活用に向けた調査の具体的な手法

（４）提出期限　令和７年５月２２日（木）１７：００必着

（５）提出場所　青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課地域脱炭素推進グループ

（６）提出方法　持参又は郵送とする。

（７）提出された企画提案書の取り扱い

ア　提出された企画提案書は返却しない。

イ　企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

ウ　採用された企画案を原案とするが、協議の上、一部を変更することができるものとする。

## ８　審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

（１）業務の企画趣旨

業務全体の企画趣旨が適切なものとなっているか。

（２）業務の実施体制

事業の実施体制が無理なく確保されているか。

（３）見積書・作業スケジュール

経費見積が適正で、作業スケジュールから業務の円滑な執行が期待できるか。

（４）市町村職員向けセミナー・ワークショップを効果的に実施するための工夫

市町村における脱炭素の取組が促進されるような工夫が提案されているか。

（５）市町村による再エネポテンシャル活用に向けた調査の具体的手法

県内市町村の取組状況を的確に把握できる調査手法となっているか。

## ９　選定結果の通知

令和７年５月２７日（火）までに、各提案者に対し採択の可否を通知する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は失格とし、選考の対象としない。

（１）本実施要領及び仕様書に示された条件に適合していないもの。

（２）企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（３）虚偽の内容が記載されているもの。

（４）その他不正な手段により企画提案されたもの。